

政令第四十一号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「青 森」を
「青 森」
岩 手 森
花 青
巻 森
に改める。

附 則

この政令は、令和元年七月一日から施行する。